

国際トレンディ



IFAC理事会 ニューヨーク会議報告

2016年6月9日から10日にかけて、国際会計士連盟(IFAC: International Federation of Accountants)理事会がIFAC本部(ニューヨーク)において開催された。当理事会には、IFAC会長を含む23名の理事会メンバー¹及びテクニカル・アドバイザー等が参加し、日本からは、海野 正専務理事(テクニカル・アドバイザー)及び筆者が出席した。以下、理事会の概要等を報告する。

1. IFAC会長からの報告

前回の理事会以降のIFACの活動について、IFAC会長から、マドリードで開催された公益監視委員会(PIOB: Public Interest Oversight Board)会議(3月)へ参加したこと、パリで開催された反贈収賄に関するOECD閣僚会議(3月)で贈収賄に関するオープン・セッション及びパネル・ディスカッションに参加したこと、アムステルダムでモニタリング・グループ(MG)²との会議(4月)を開き、基準設定モデルのガバナンスの強化について議論したこと、初めて中国を訪れ、中国公認会計士協会のほか、財務省や中国証券管理監督委員会等の当局へ訪問したこと(5月)などの報告があった。

基準設定モデルのガバナンスに関しては、MGとの議論は継続しているものの、現時点では重要な進展はなく、2017年いっぱい国際監査・保証基準審議会(IAASB: International Auditing and Assurance Standard Board)の議長の交代が予定されていることから、議長の選任手続等の議論の進展を期待している旨、説明があった。

2. CEOからの報告

CEOからは、グローバルな会計専門家が貢献できる複数の機会について説明があった。基本的なスキルを共有し、共通の基準や倫理を守り、高い価値観を維持し、公共の利益を擁護する義務のある会計士には、2016年3月のCE(Chief Executive)戦略フォーラムで議論された以下の分野・事項に関連して、グローバルな会計専門家として活動機会の追求が可能との考えが示され、各項目に関連する説明があった。

▶ スマート・レギュレーション(洗練された規制)への対応…香港で開催された高品質な国際規制に関するラウンドテーブル、同様のラウンドテーブルのロンドンでの開催(7月)

- ▶ 税制の変化と課題への対応…パナマ文書やOECDの税源浸食と利益移転プロジェクト
- ▶ 不正行為や汚職への対処…反贈収賄に関するOECD閣僚会議
- ▶ 公的部門の財務管理の向上…会計士の、強固な公的部門財務管理の実施における知識ギャップの縮小を支援する必要性についてのラウンドテーブルの予定
- ▶ 統合報告など財務報告以外の分野への関心の広がり…IFACの加盟団体統合報告ネットワークの設置と、80加盟団体のネットワークへの参加表明
- ▶ 人材の獲得…11月にブラジリアで開催されるIFAC総会に併せて国際青年大使(Global Young Ambassadors)フォーラムを開催することを計画中
- ▶ 中小事務所及び組織内会計士の支援…年次中小事務所国際調査(2015年)の結果公表
- ▶ テクノロジーの進化…会計専門家に影響を与えるテクノロジーの進化について注視の継続の必要性

3. 基準審議会のガバナンス

2015年、MGから、現行の基準設定モデル³は独立性に欠けるという問題提起がなされ、その対応について議論が続けられている。

前回の理事会以降のアップデートがあったが、IFAC会長の報告でも触れられたように、重要な進展はなく、継続して議論しているとのことである。

MGの議長が2016年2月に交代となり、IFACマネジメントは4月にMG新議長のいるアムステルダムでミーティングを行ったが、その際に基準設定モデルとしてマルチ・ステークホルダー・モデルのコンセプトは同意されたとのことである。そして、問題提起された論点は変わらないものの、新たに基準設定のスピードについても問題提起があったとのことである。

前回の理事会で、MGが作業部会を立ち上げるため、作業部会に対してコメントを行うための助言グループをIFACで組成することが伝えられたが、その助言グループのメンバーの紹介があった。

最優先事項は、2017年末に交代となるIAASB議長の選任プロセスであり、MGとの合意形成を急ぐ必要があることが共有された。

4. 各基準審議会議長のプレゼンテーション

IAASB、国際会計士倫理基準審議会(IESBA:International Ethics Standards for Accountants)、国際会計教育基準審議会(IAESB:International Accounting Education Standards Board)及び国際公会計基準審議会(IPSASB:International Public Sector Accounting Standards Board)の各議長から、主要な活動状況のアップデートと関連する課題についてのプレゼンテーションを受け、質疑応答があった。

IAASB議長から、高品質の監査を行うため、品質管理、リスクの把握、会計上の見積り、グループ監査に重点を置いて議論してきたとの説明があった。IAASB議長に対しては、理事会参加者の多くからテクノロジーの進化に関する対応について質問があったが、この論点には継続して取り組んでいて、2016年第3四半期にディスカッション・ペーパーを発行する予定であるとの返答があった。また、職業的懐疑心の適用強化や基準設定活動のスピードアップなどが課題として認識されているとのことであった。

IESBA議長から、2015年の議長就任当初、審議会メンバーの任期到来の集中について課題があったが、さらに、今後の交替を円滑に進めたいこと、職業会計士のみならず、企業や政府などに勤務する組織内会計士における倫理的行為について、より焦点を当てていくこと、IESBA倫理規程の構成を電子化も含めて見直しを行って、大幅に利便性が向上するという説明があった。

IAESB議長から、概ね基準は完成し、今後4年のうちに基準の見直しを計画しているが、新たな基準開発には着手せず、多くの関係団体から得た意見を基に、2016年11月までに今後の活動に関する考え方を集約すること、当面はガイダンスの作成といった導入・運用の支援を行うということの説明があった。

IPSASB議長から、社会給付、収益及び非交換費用、金融商品、文化遺産、公的部門における測定、インフラ資産、リースといった主要なプロジェクトについて説明があった。

5. CFOからの報告

CFOから、第1四半期の予算実績比較の説明と、2017年予算のたたき台の概要の説明があった。また、議案書には、2017年の各加盟団体の年会費の試算

が添付されていたが、年会費について活発な意見交換があった。特に、資源国通貨等に対する急激なドル高など為替レートの変化の影響について検討を加えていく必要性が指摘された。この結果、9月に予定されている計画・財務委員会(PFC)や理事会での議論に向けて、事務局が現状分析を準備することとなった。

併せて、このような状況を踏まえて、支出の優先度についても検討を加えるべきとの意見が相次ぎ、特に、コミュニケーション・広報活動会社のEdelman社の利用方法や費用負担に関しては、より慎重に対応するべきとの理解が共有された。

6. その他

- 理事会参加者をいくつかのグループに分け、スマート・レギュレーションについて3つのテーマ、すなわち、一貫性と断片化、文化と習性及び過去ではなく未来志向の規制を挙げてグループディスカッションを行った。規制の断片化は成長を妨げ、不正や汚職につながりかねない、過度のルールベースの規制は倫理に関して負の影響を与えかねないといった意見が出された。
- ヨーロッパ会計士連盟(FEE)会長から、欧州連合(EU)の監査規制と指令の実施の複雑性についてプレゼンテーションを受けた。欧州の地図に、EU加盟国ごとの監査人強制ローテーションの規制(例:UKなどは10年+10年延長)を、色と網掛けを用いて国ごとに色付けしたスライドがあったが、あまりにも国によって様々で複雑であることがよくわかり、国をまたいで対象となる企業が遵守することは相当な困難を強いられるものと感じた。なお、本稿を執筆している時点では、UKがEUを離脱することが決まり、UKの監査人強制ローテーションを白紙撤回するという議論が

あると報道されている。UKのEU離脱はこれ以外にも様々な影響が出てくるものと想定され、注視が必要である。

- 次回の理事会は、2016年9月8日、9日に、シドニーにて開催される予定である。

(IFAC理事会ボード・メンバー

染葉真史)

<注>

- 1 日本、米国(会長のほか2名)、カナダ(1団体から2名)、ドイツ、英国(3団体から2名)、アイルランド、ノルウェー(北欧諸国代表)、オーストラリア(2団体から2名)、インド、中国、香港、韓国、インドネシア、トルコ、ブラジル、南アフリカ、ナイジェリア、ジャマイカの各団体の代表から構成される。
- 2 MGは、証券監督者国際機構、監査監督機関国際フォーラム、バーゼル監督委員会、欧州委員会、財政安定理事会、保険監督者国際機構及び世界銀行の代表から構成され、IFACの基準設定などの公益活動を監視するPIOBのメンバーを任命し、監視する役割を担っている。
- 3 現行の基準設定モデルは、2003年のIFAC改革提案及び2008年に合意されたMG憲章に基づいて確立されたものである。現行のモデルについては、PIOBが2015年9月15日に発行した英文文書「Standard Setting in the Public Interest: a Description of the Model(公益における基準設定:当モデルの解説)」(<http://www.ipiob.org/media/files/attach/SS-Model-Description-doc-Sept-15.pdf>)に詳しい。